

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川俣 純子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	烏山地区 (屋敷町・坂下・泉町・仲町・鍛冶町・日野町・金井一丁目・金井二丁目・金井三丁目・元田町・宮原東・宮原西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は8.1haあり、それをカバーする地区内の担い手は2経営体で、引き受け意向のある面積は7.8haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。農地の多くが市街地や河川に隣接しており、狭小で不正形のため作業条件が悪く、農地集積の障害となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。市街地に隣接しているという立地条件を活かした新たな営農形態を模索していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大や担い手不足により、鳥獣被害が増加傾向であることから、防護柵や電気柵の設置を促進する。
 ⑦農業委員会と連携し、農地パトロール等により耕作放棄地の発生を未然に防止する取り組みを検討する。
 ⑦被害により営農が困難となった農地については、緩衝帯としての利用・保全を検討していく。
 ⑩市街地に隣接した立地条件を活かした新たな営農形態を模索していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	向田地区 (向田東・向田西一・向田西二・向田南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は24.6haあり、それをカバーする地区内の担い手は6経営体で、引き受け意向のある面積は2.5haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。未整備の農地も多く、圃場面積も狭小であることから農地集積の支障となっている地域も多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	124 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	123 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。電気柵設置に係る補助金額が他市町よりも少額である。 ⑦鳥獣被害により営農が困難となった農地については、緩衝地としての活用を検討していく。				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	神長・滝地区 (神長上・神長中・神長下・神長川西・滝)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は23.5haあり、それをカバーする地区内の担い手は5経営体で、引き受け意向のある面積は9.1haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。昭和年代の耕地整理のため圃場が小さく農道が整備されていない農地も多く、農地集積の障害となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。また、果樹栽培など高収益が望める品種の栽培に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	124 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ②環境保全型農業に取り組む農業者や団体を支援していく。
 ⑦受け手が作業しやすい農地の整備を要望していく。(昭和30年代の耕地整理の状態)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	野上地区 (野上上・野上下・野上舟戸・野上第四)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は24.6haあり、それをカバーする地区内の担い手は4経営体で、引き受け意向のある面積は10.1haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そば・果樹(なし・ぶどう)の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。果樹栽培など高収益が見込める品種の導入を推進し、農業所得の向上を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	114 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ⑤果樹栽培など、高収益が見込める品種や技術の導入を推進し、農業所得の向上を図っていく。
 ⑦鳥獣被害により営農継続が困難となった農地については、緩衝帯としての利用を検討していく。

那 烏 農 第 237 号
令 和 6 年 10 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	落合地区 (落合)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は6.9haあり、それをカバーする地区内の担い手は1経営体で、引き受け意向のある面積は0.7haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そば・果樹の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。果樹栽培などは、高収益が見込める品種や技術の導入を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ②環境に配慮した環境保全型農業に取り組む地域の農業者や団体を支援していく。
 ⑦山間地域の鳥獣被害により営農困難となった農地については、緩衝帯としての利用・保全を検討していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	上境地区 (上境上平・上境中・上境一ノ沢・上境三ツ木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は8.2haあり、それをカバーする地区内の担い手は1経営体で、引き受け意向のある面積は1haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。後継者不足が深刻であることから、新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を地域の主要作物としつつ、併せて麦・そばの生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ⑦営農継続が困難な農地については、緩衝帯としての利用を検討していく。

那 烏 農 第 237 号
令和 6 年 10 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	下境地区 (下境川辺・下境前石原・下境後石原・下境尼寺・下境西・下境上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は22.6haあり、それをカバーする地区内の担い手は6経営体で、引き受け意向のある面積は18.4haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そばの生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	128 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	128 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯図の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ②環境保全型農業に取り組む農業者や団体を地域として支援していく。
 ③⑧集団営農組織で集約化を図っているが、採算面や後継者不足から考えると新たな農業機械の導入は困難である。
 (現在の機械が壊れたら終了となってしまう)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	小木須地区 (横枕上・横枕下・小木須中・小木須上・小木須四斗蒔・小木須川戸・小木須国見)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は15.7haあり、それをカバーする地区内の担い手は1経営体で、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。中山間地域の立場から、小木須・横枕地域に協議会が立ち上げられ、交付金を活用した農地保全活動も行われており、継続した取り組みが求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そばの生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。市や他地域と連携し、耕畜連携の推進や国見みかんの保全とブランド力の向上に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	109 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	109 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ⑤市や他地域と連携し、特産品である国見みかんの保全とブランド化や耕畜連携を促進していく。
 ⑦⑩地域で農業を行っている人は20名程度いるが70歳前後の人ばかり。担い手もおらず農業は危機的な状況であるが、中山間地域交付金事業を活用して中山間地域の農地の保全を図っていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	大木須地区 (大木須上・大木須中上・大木須中下・大木須下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は1haあり、それをカバーする地区内の担い手は3経営体で、引き受け意向のある面積は17.9 haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。また、里山大木須を愛する会による耕作放棄地対策や養蜂技術の確立が行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そばの生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。また、里山大木須を愛する会の養蜂による耕作放棄地対策や蜂蜜技術への支援も検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ⑦耕作放棄地を活用した養蜂技術の確立や蜜源作物の作付けを推進していく。
 ⑩里山大木須を愛する会を核とした都市部と農村の交流事業を通じ、地域としてグリーンツーリズムの推進を図って行く。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	興野地区 (興野上・興野中・興野下一・興野下二)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は15.1haあり、それをカバーする地区内の担い手は10経営体で、引き受け意向のある面積は36.8haと集落内でカバーできる状況である。また、集落営農組合が組織されており、新たな担い手が他県から入植されるなど、畜産農家を中心に比較的后継者に恵まれた地域である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そばの生産に取り組み農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。そばや果樹(なし・りんご)など地域の特産品としてさらなるブランド化に取り組み、安定した収量や収入が見込めるような技術や品種の導入を検討していく。畜産については、耕畜連携を見据えた効率的な飼料作物の栽培を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	142 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	141 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大や担い手不により鳥獣被害が増加傾向であることから、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ②環境に配慮した農法、環境保全型農業に取り組む地域の農業者や団体を支援していく。
 ⑤そばや果樹(なし・りんご)など、地域の特産品としてさらなるブランド化を高めて行くとともに、県やJAなどと連携して収量や収入が増加が見込める技術や品種の導入を検討していく。
 ⑨畜産が盛んな地域であることから、耕畜連携を見据えた効率的な飼料作物の栽培等を検討していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	大桶・白久地区 (大桶上・大桶中・大桶下・白久・平野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は13.4haあり、それをカバーする地区内の担い手は10経営体で、引き受け意向のある面積は17haと集落内の中心経営体でカバーできる状況である。大桶地区には集落営農組合が組織され、若手担い手も確保されているなど、農地の集積・集約化に対して比較的恵まれた地域であるが、平野地区等の山林地域では、獣害被害や耕作放棄地が増加しているなど、地域間において隔たりが生じている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。果樹(なし・いちご)は地域の特産品としてブランド化を高めて行くとともに、安定した収量や収入が見込める技術や品種の導入を検討して行く。集落営農組織を中心として農地集約化を図り、地域内外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れる仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	173 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	172 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやハクビシン等が里まで下りてきて農作物被害が増加している。安心して耕作できないので耕作放棄地の増加に繋がってしまう。電気柵も超えて農作物を食べてしまうが、対策として防護柵や電気柵の設置を進めていく。
- ③スマート農業(ドローン)による薬剤散布を実施している農家もいるが、コスト的に現実的ではない。
- ⑦平野開拓地の桑畑が栽培放棄で桑が伸びて荒れ放題となっている。地域の問題として保全を考える必要がある。

那 烏 農 第 237 号
令 和 6 年 10 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	滝田地区 (滝田本郷・入滝田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は11.3haあり、それをカバーする地区内の担い手は3経営体で、引き受け意向のある面積は0.5haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。山林に面した農地は耕作放棄地が多く、管理者のいない耕作放棄地の荒廃を防ぐ対策が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そばの生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	115 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ⑦塩那台地も荒れ地で入れない場所が多い。地域の問題として保全を考えていく必要がある。特に山林に面した農地は耕作放棄地が多く、緩衝帯としての利用・保全を検討していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	谷浅見地区 (谷浅見上・谷浅見下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は8.3haあり、それをカバーする地区内の担い手は6経営体で、引き受け意向のある面積は2.9haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。未整備の農地も多く、圃場も狭小で作業条件も悪いため農地集積の障害となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。果樹については、特産品としてブランド化を高めるとともに安定した収量や収入が見込める技術や品種の導入を検討して行く。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向であることから、防護柵や電気柵の設置を促進していく。

②環境保全型農業に取り組む農業者や団体を支援していく。

⑤果樹については、特産品としてブランド化を高めるとともに、県やJAなどとも連携し安定した収量や収入が見込める技術や品種の導入を進めていく。

⑨地域として、飼料作物の生産に取り組み耕畜連携を促進していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	中山地区 (中山一・中山二・ハヶ平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は28.7haあり、それをカバーする地区内の担い手は9経営体で、引き受け意向のある面積は16.6haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。未整備の農地も多く、圃場面積も狭小であることから作業条件が悪く、農地集積の障害となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そばの生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。中山かぼちゃは本地域の特産野菜であるが、高齢化や栽培が難しいことから栽培量が減少していることから、関係機関と連携して種の保存に努めていく。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	191 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	188 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向であることから、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
- ②環境に配慮した農法、環境保全型農業に取り組む地域の農業者や団体を支援していく。
- ⑤中山かぼちゃは、地域の重要な農産物としてブランド化が進められているが、栽培方法の難しさや高齢化により栽培者、面積が増えない状況である。そのため、県やJA等の関係団体と連携し、支援策等を検討していく。
- ⑦鳥獣被害により営農が困難となった農地については、緩衝帯としての利用・保全を検討していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	田野倉・岩子・宇井・小倉地区 (田野倉・宇井・小倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は10.7haあり、それをカバーする地区内の担い手は9経営体で、引き受け意向のある面積は6haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。未整備の農地も多く、圃場面積も狭小であることから作業条件が悪く、山林に面した耕作放棄地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そば・花卉等の生産に取り組み、安定した収量や収入が見込める品種の導入や栽培方法を確立していく。畑地化事業の進展に伴い、水稻から持続可能な高収益作物の導入や飼料作物への作付け転換を図っていく。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外からの就農者を受け入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	158 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	154 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・圃出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①耕作放棄地や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。

②有機栽培を志す担い手がいることから、地域として支援できるような体制を整えていく。

④小倉地区において畑地化事業が進められていることから、地域において連坦性のある農地の集積・集約化を推進し、高収益作物の導入・生産拡大を図っていく。

⑦耕地面積が狭く大型機械が入らない圃場が多いので、それらを解消できる施策を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	大金・東原・小河原 (大金・東原・小河原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月31日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は10.6haあり、それをカバーする地区内の担い手は5経営体で、引き受け意向のある面積は17.4haと集落内の中心経営体でカバーできる状況であるが、将来にわたり新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保の検討も必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大や担い手不足のため鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ⑦鳥獣被害により営農が困難となった農地については、緩衝帯としての利用・保全を検討していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	大里・森田・小埜・高瀬地区 (大里・森田宿・輪之内・小埜・高瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は12.5haあり、それをカバーする地区内の担い手は13経営体で、引き受け意向のある面積は33.3haと集落内の中心経営体でカバーできる状況であるが、高齢化も進行しており、将来にわたり新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保の検討を行う必要がある。河川に隣接した農地は砂礫等で作業条件が悪く、未整備の農地も多く、農地集積の障害となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆の生産に取り組み、安定した収量や収入が見込める品種の導入や栽培方法を確立する。飼料作物の栽培が増えていることから、耕畜連携を意識した営農方法を検討していく。比較的地域内の担い手が揃う地域であることから、地域全体で集約化が図れる仕組みの整備を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	228 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	214 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①耕作放棄地の増加により鳥獣被害(特に獣害)が増えている。普通のネット柵だと下を通過したりネットを倒して侵入してくるので、防護柵や電気柵を積極的に導入していく。

③⑦スマート農業を活用するには、耕地面積不足、畦畔、側溝(土)では条件が悪く効果的ではない。大里(小鍋前)は基盤整備が終了しているので耕作を推進していく。

⑨地域として飼料作物の生産に取り組み、耕畜連携を推進していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	曲田・曲畑地区 (曲田・曲畑上・曲畑中・曲畑下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月31日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は11.5haあり、それをカバーする地区内の担い手は8経営体で、引き受け意向のある面積は8.4haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。不整形で面積が小さい圃場が多く、作業条件が悪いため農地集積の支障となっている地域もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せてそば・果樹の生産に取り組み、安定した収量や収入が見込める品種の導入や栽培方法を確立する。また、畜産経営を活かした耕畜連携を模索していく。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	210 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	204 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ⑤果樹等の改植整備を進め、農業所得の向上に努めていく。
 ⑦荒廃により営農が困難となった農地については、緩衝帯として利用・保全を検討していく。
 ⑨畜産農場が多い地域として、飼料作物の生産に取り組み、耕畜連携を促進していく。

那 烏 農 第 237 号
令 和 6 年 10 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	八ヶ代地区 (八ヶ代)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は7.7haあり、それをカバーする地区内の担い手は9経営体で、引き受け意向のある面積は20haと集落内の中心経営体でカバーできる状況である。若手の後継者も育っており、比較的に安定した営農が行われている地域である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せてそば・大豆の生産に取り組み、安定した収量や収入が見込める品種の導入や栽培方法を確立していく。果樹(なし)の生産について、地域の特産品として他の組織とも連携し、さらなるブランド化を高めていく。畜産については、効率的な飼料作物の生産に取り組み、耕畜連携を意識した営農方法を取り入れていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	155 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	153 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①耕作放棄地の増大や担い手不足により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。

⑤果樹の生産について、ブランド化を進めるとともに県やJA等の関係団体と連携し、安定した収入や収量が見込めるような技術や品質の導入を進める。

⑦鳥獣被害により営農が困難となった農地については、緩衝帯としての利用・保全を検討していく。

⑨地域として飼料作物の生産に取り組み、耕畜連携を促進していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)
地域名 (地域内農業集落名)	福岡地区 (福岡・芦生沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は10.9 haあり、それをカバーする地区内の担い手は5経営体で、引き受け意向のある面積は2.7haと集落内の担い手による安定的な営農を行うには不十分であるが、指導的立場の後継者も育ってきており、今後はそれら若手担い手を中心として、継続的に地域の集約化に向けた検討を行っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆の生産に取り組み、安定した収量や収入が見込める品種の導入や栽培方法を確立する。果樹栽培や畜産も盛んであることから、地域の特産品としてのブランド化や耕畜連携を意識した生産を推進していく。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①耕作放棄地の増大や担い手不足により、鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進する。

⑤⑨水稻だけでなく、果樹栽培や畜産が盛んな地域であることから、県やJA等の関連団体と連携し、安定した収量や収入が見込める栽培方法や品種の導入、耕畜連携を進めていく。

⑦鳥獣被害により営農が困難となった農地については、緩衝帯としての利用・保全を検討していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	鴻野山・小白井地区 (鴻野山・小白井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は74.2haあり、それをカバーする地区内の担い手は14経営体で、引き受け意向のある面積は58.5haと不十分であるが、地域内の耕作地では畜産農家による作付け転換が進んでおり、地域内の若手後継者も育っていることから、地域内の農地集積・集約化が図られてきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆・飼料作物・果樹の生産に取り組み、安定した収量や収入が見込める品種の導入や枝栽培方法を確立する。畜産農家による飼料作物への作付け転換が図られているが、さらなる地区内外の耕種農家との耕畜連携を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	220 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	216 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。(電気柵でも効果がない事例もみられる)

③ドローンは薬剤散布等に効果があるが、電波が弱い地域もありGPS機能を搭載した農業機械が十分に使用できないことから、その解消に向けた事業の利用や取り組みを検討していく。

⑦鳥獣被害により営農が困難となった農地については、緩衝帯としての機能と利用を検討していく。

⑨地域内での耕種農家と畜産農家との耕畜連携がうまく機能しているので、さらなる運用に努めていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	熊田地区 (熊田東・熊田西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は14.9haあり、それをカバーする地区内の担い手は4経営体で、引き受け意向のある面積は22.3haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆・露地野菜の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	163 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	162 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大により鳥獣被害(イノシシ)が増えているので、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ②環境保全型農業に取り組む農業者や団体を支援していく。
 ③耕地面積や圃場の制約からスマート農業の積極的な導入は難しい。
 ⑧人を雇用して施設を整えて増収を図ることも考えられるが、耕地面積の制約や人材の確保が難しい。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	月次地区 (月次)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は1.9haあり、それをカバーする地区内の担い手は6経営体で、引き受け意向のある面積は53.6haと集落内の中心経営体でカバーできる状況である。地域には集落営農組合が組織され比較的安定した営農が行われているが、組合員の高齢化による活動の縮小など課題も多く、新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保の検討も必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆・露地野菜の生産に取り組み、安定した収量や収入が見込める技術や栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	53 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就業支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増加により鳥獣被害が増えているので、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ③耕地整理が不備のため大型機械が入れない圃場が多く、生産効率が悪い。限られた担い手だけでは管理は難しいことから、課題解決に向けた取り組みを検討していく。
 ⑦鳥獣被害により営農が困難となった農地については、緩衝帯としての利用・保全を検討していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	南大和久地区 (南大和久)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月26日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は22.5haあり、それをカバーする地区内の担い手は6経営体で、引き受け意向のある面積は9.4haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そば・果樹の生産に取り組み、安定した収量や収入が見込まれる栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ⑦地形的に耕地面積が狭く、5～10年後には河川に沿った圃場しか残らない可能性があることから、その解消に向けた取り組みを検討していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	藤田地区 (藤田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月26日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は22.2haあり、それをカバーする地区内の担い手は6経営体で、引き受け意向のある面積は31.2haと集落内の中心経営体でカバーできる状況である。また、市農業公社の事務所が所在し作業受託を受けやすい環境にもある。しかし、将来にわたり新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保の検討も必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・そばの生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	132 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	130 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大により鳥獣被害が増加傾向のため、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ②環境保全型農業に取り組む農業者や団体を支援していく。
 ⑦地形的に大型機械が入らない圃場が多いことから、その解消に向けた取り組みを検討していく。

那 烏 農 第 237 号
令和 6 年 10 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	三箇地区 (三箇上・三箇中・三箇下・西野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月26日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は17.7haあり、それをカバーする地区内の担い手は9経営体で、引き受け意向のある面積は20.1haと地域内の中心経営体でカバーできる状況であるものの、新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保等の検討も必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	296 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	294 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圖の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就業支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①耕作放棄地の増大(特に山側)により鳥獣被害が増加しており、防護柵や電気柵の設置を促進していく。

②環境保全型農業に取り組む農業者や団体を支援していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	上川井地区 (上川井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は7.5haあり、それをカバーする地区内の担い手は6経営体で、引き受け意向のある面積は13.1haである。集落内の中心経営体でカバーできる状況であるが、新規就農者の発掘や地区外からの担い手の確保の検討も必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆・飼料作物(デントコーン)の生産に取り組み、安定した収量や収入が見込める技術や栽培方法を確立する。畜産が盛んであることから、耕種農家との耕畜連携を進めるとともに、担い手のいない耕地や耕作放棄地の活用を図っていく。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	102 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作放棄地の増大により鳥獣被害が増加傾向しており、防護柵や電気柵の設置を促進していく。
 ②環境保全型農業に取り組む農業者や団体の支援を図って行く。
 ⑦耕作放棄地付近の圃場の管理が難しい。(水路詰まりなど)
 ⑨非主食用米への推進を図り安定した生産ができるよう、栽培技術の確立や耕種・畜産農家とのマッチング等を推進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川俣 純子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	下川井地区 (下川井上・下川井下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は16.5haあり、それをカバーする地区内の担い手は5経営体で、引き受け意向のある面積は27.8haと集落内の中心経営体でカバーできる状況にあるが、将来を見据えた新規就農者の発掘や集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保も検討課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆・露地野菜の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	122 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	121 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害対策として、防護柵や電気柵の設置を促進する。 ②環境保全型農業に取り組む地域の農業者や団体を支援していく。 ⑦鳥獣被害により営農が困難となった農地については、緩衝帯としての利用・保全を検討していく。				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須烏山市長 川 俣 純 子

市町村名 (市町村コード)	那須烏山市 (215)	
地域名 (地域内農業集落名)	志烏地区 (志烏上・志烏中・志烏下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者が未定の耕作面積は43.8haあり、それをカバーする地区内の担い手は7経営体で、引き受け意向のある面積は22.1haと不十分であり、将来にわたり集落内農業者による安定的な営農は困難な状況にある。新規就農者の発掘、集落営農組織の育成、地区外からの担い手の確保が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、併せて麦・大豆の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。地域内の担い手だけでは集約化は困難であることから、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	403 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	387 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

那須烏山市農業振興地域整備計画に定める農用地区内の農用地等及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の利用集積にあたっては、経営体への集約化を推進し、県や農業委員会、農地利用最適化推進委員等と連携し、地域計画の策定やその実現に向けた取り組みを通じて、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地利用集積の向上と集約化による営農の効率化を目指すとともに、耕作放棄地や遊休農地の拡大防止のためにも、出し手の農地は農地中間管理機構に貸付けていく。また、市農業公社や農業協同組合にも相談窓口を開設し、啓発活動に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業機械の大型化やスマート農業導入による労働力の省力化に対応するため、土地改良事業による農地耕作条件の改善を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに農業経営を営もうとする青年や女性等や地域農業を担う多様な人材の確保に向け、とちぎ農業経営・就農支援センターや農業振興事務所、農業協同組合等の関係機関や団体と連携し、就農希望者に対する情報の提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化のため、農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんを促進し、組織的な促進措置との連携強化を図り、地域や作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託等の業務配分等を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①耕作放棄地の増大により鳥獣被害が増加傾向なので、防護柵や電気柵の設置を促進していく。 ②環境保全型農業に取り組む農業者・団体等を支援していく。 ⑦栽培作物の指定や圃場整備の簡素化を検討していく。				